

事件番号 令和4年（ネ）第166号
事件名 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求控訴事件
控訴人 平和子
被控訴人 国

証人申請書

2022（令和4）年 6月17日

札幌高等裁判所 第2民事部口係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 佐藤博文

弁護士 池田賢太

外

控訴人は、次のとおり人証の取調べを請求する。

第1 証人 照井資規

1 証人の表示

照井資規（主尋問約30分，同行）

2 証人の地位

(1) 証人は、2015年10月まで陸上自衛隊の自衛官であり、在職中、海外の戦場における戦闘の実態や兵士の救命、救護について教育、研究、訓練を行っていた。退職後は、世界最新の戦闘外傷救護技術に

精通した専門家として活動している。

- (2) 証人には、南スーダンPKOに派遣された自衛隊員に関する論文や取材記事があり（原審の準備書面（24）1(3)(4)参照）、派遣された自衛隊員のリアリティを証言することができる。

3 証する事実

自衛隊が派遣された南スーダンは「戦場」であったこと、UNMISは治安という軍事的任務の遂行が中心的任務であったこと、これに対して自衛隊員が十分な救命、救護の装備も教育もなく派遣されたこと、実際に派遣隊員の中に肉体的、精神的な変調をきたした者が多く出たこと、以上の実態が国民や家族に情報提供されていないこと、これらによって自衛隊員や家族の平和に生きる権利、人格権が侵害されたこと。

4 尋問事項

- (1) 証人の経歴
- (2) 武器からみた現代の「戦闘」及び「戦場」の実態。
- (3) 南スーダンにおける「戦闘」及び「戦場」の実態。
- (4) 戦傷者の救命、救護の教育、装備の国際基準。
- (5) 南スーダンに派遣された自衛隊員の救命救護の教育や装備の実態。
- (6) 派遣部隊が作成した「戦闘」状況（日報、週報など）の解析内容。
- (7) 「衛生週報」から分かる派遣隊員が置かれた肉体的、精神的状況。
- (8) 派遣隊員の状況が留守家族に情報提供されていないこと。
- (9) 南スーダンに派遣されなかった隊員や家族の認識や心情。
- (10) その他関連する事実。

第2 証人 伊勢崎賢治

1 証人の表示

伊勢崎 賢 治 （主尋問約 30 分，同行）

2 証人の地位

- (1) 証人は、国連職員としてアフリカやアジアの紛争地で紛争処理や武装解除に当たった豊富な経験を持ち、国連 P K O 活動や国際人道法（交戦法規）に通じた専門家である。
- (2) 証人は、南スーダン P K O 派遣に関して、南スーダン情勢、U N M I S S の活動内容や自衛隊・自衛隊員の国際法上の地位、憲法 9 条や P K O 協力法との関係などについて、論文や取材で積極的に発言しており、本件派遣の実態と問題をよく知る専門家である（原審の準備書面 (24) 2(3)参照）。

3 証する事実

国連 P K O の活動原則や活動の実際、国際人道法の適用、特に武力行使原則について明らかにすること、U N M I S S の活動内容と自衛隊・自衛隊員の国際人道法上の地位を明らかにすること、憲法 9 条・P K O 協力法の派遣 5 原則に照らせば U N M I S S への自衛隊派遣は違憲・違法であること。

これにより、派遣隊員が、加害者にも被害者にもなる現実的な危険性があり、自衛隊員や家族の平和に生きる権利、人格権が侵害されたこと。

4 尋問事項

- (1) 証人の経歴。
- (2) 国連 P K O の性格及び武力行使原則について。
- (3) 国連 P K O は、日本の P K O 協力法とどういう関係にあるか。
- (4) U N M I S S の任務について。
- (5) 派遣された自衛隊及び自衛隊員の国際人道法上及び地位協定上の地位はどういうものか。

- (6) 第10次隊が遭遇したジュバ・クライシスと隊員が置かれた状況。
- (7) 「日報」「週報」の意義と内容について。
- (8) 「日報」「週報」が国民に秘匿され、後に黒塗りで開示されたことの意味。
- (9) 第11次隊に付与された「駆けつけ警護」「宿営地の共同防護」について。
- (10) その他関連する事実

第3 証人 蟻塚亮二

1 証人の表示

蟻 塚 亮 二 (主尋問約30分, 同行)

2 証人の地位

- (1) 精神科医として、コンバット・ストレスに精通するわが国の第一人者である。国際的な研究の到達点を紹介するとともに、海外派遣自衛官と家族の健康問題について実践的に取り組んでいる（原審の準備書面(24)3(3)参照）。
- (2) 本件の自衛隊派遣に係る資料及び控訴人本人に係る資料から、控訴人が自衛隊員の母親として受けた具体的な影響についても明らかにすることができる。

3 証する事実

海外での武力紛争に従事することや紛争地への海外派遣任務の増大によって、兵士が精神や神経を患い、それに伴って自殺者が増大していること、それは家族に対しても直接影響を及ぼすこと。

かかる医学的知見から、本件派遣決定及びその前後の自衛隊の対応によって控訴人が受けたトラウマとそれによるPTSD症状について明らかにする。かかる控訴人のPTSD症状を理解する前提として、ICD-10等の国際的診断基準の理解、コンバット・ストレスの外延（家族に対する影響）等について明らかにする。

4 尋問事項

- (1) 証人の経歴
- (2) コンバット・ストレスに関する医学的知見。
- (3) 米軍その他、海外派遣後の発症実態について。
- (4) 海外に派遣された自衛官のコンバット・ストレスの実態。
- (5) 母親である控訴人が受けたストレスと具体的な症状。
- (6) 前記症状が本件派遣によってもたらされたと考える理由。
- (7) 南スーダンPKO派遣と派遣隊員の実態－「衛生週報」から読みとける精神状況とそれを知った控訴人への影響。
- (8) 派遣の現実的危険が家族に与えるストレス。
- (9) その他関連する事実。

以 上